

真宗教団と身分制度 (1)

——特に在家分の法名をめぐって——

小 武 正 教

はじめに

差別戒・法名の問題が仏教界に問われてすでに久しくなるが、その提起をきっかけにして戒・法名に位があるという問題が同時に提起されてきた。しかし仏教教団はいずれも、差別戒・法名の問題は課題にしても、戒・法名の位そのものはメスを入れないまま現在までできてしまっている。しかしそんな仏教教団を横目に、今ではすでに戒・法名はテレビや雑誌で「こんなものいらぬ」として取り上げられる状況が作りだされてもいる。

戒・法名の問題は、仏教徒としての大変現実的な問題であるにもかかわらず、今まで学術的に取りあげられたことはほとんどない。そこにはあまりにも僧侶の生活と結びついた経済的問題や宗教的權威の問題に触れるにめに敢えて避けられてきたのではないだろうか。しかしもはや「戒・法名」は教団・僧侶の聖域ではなくなっていることは心すべきである

う。しかれば、戒・法名は必要なのか、歴史的な経緯をたどりながら、根本から考えてみる時にきているのではないか。特に在家仏教という立場から出発した浄土真宗教団において、今のように僧侶だけではなく、すべての門徒が法名をなぜ名告るようになったのかという事実をあきらかにすることがまず大切であろう。

本願寺教団の現状

法名は僧侶と門徒は同じではない。それは、僧侶の場合には内願によって得度の時に自分で選ぶことができるが、門徒は帰敬式の時に門主から一方的に与えられるだけである。そして、僧侶の場合も、「如」の字と、歴代門主の字は差し控える内規が今も生きている。なお、宗門法規によれば、得度式も帰敬式も行い権限は門主のみに認めている。さらに、「門徒は、帰敬式及び門徒入門式を受けるものとす」という規定があり、法名は受けなければならないものとされている

る。しかし今では、「死亡時のみ住職が門主のかわりにさずける」という一文をフル活用しなくてはならないのが現状である。

戒・法名の流れ

①インドでは お釈迦さまの時代、戒・法名にあたるものはなかった。出家者も出家以前の名前をそのまま名告っていた。しかし、サンガに入ったものは、そのカースト・家柄を示す氏姓を問わないことを旨としたため、名前は以前と同じであっても氏姓につながる社会の身分関係をサンガの中に持ち込むことは全くなかった。

②戒・法名の誕生 戒・法名という考え方は、実名の外に字・諱あざな いみなを持つ中国の習慣が転じて法・戒名は生まれたと考えられる。

「法名は俗名でいえば、字(あざな)に対する諱(いみな)に相当する。諱は忌名の意で、生者には別名を字というが死者には諱という。字は交なうという意で、本名に交えて持つ名のことである。『儀礼』に「君父の前には名を称し、他人の前には字を称す」と言い、『礼記』に「男子二十冠して字す」とあるように丁年に達すると実名のほかに字を持つのが中国の習であった。これが転じて、諱は死者の諱、法名となり、僧侶のばあいには、法諱と称し、字は転じて道号となった経緯をふんでいる。」

『仏教葬祭大事典』

しかし、戒・法名は出家者に与えられるものであり、在家の者が死んだ時死者に対して戒・法名を与えるという習慣はなかった。

③「釈」の名告り 中国の漢・魏の時代、インドや他の国から中国に來に僧侶の多くは、自分の生国に準じて姓を称していた。中国人で出家したものの多くは、師の姓をとって自己の姓とした。

東晋時代に道安が、「師は釈迦牟尼仏より尊きはなし」とし、僧侶は皆ひとしく「釈」をもって姓とすべしと唱えて、自分も「釈」を姓としたのが始まりである。

親鸞の念仏教団に見る法名

親鸞の門弟の法名は、『門侶交名牒』の上などにみることがができる。そこには親鸞自身が名づけた名が多くみられる。

三河妙寺本の『親鸞聖人門侶交名牒』には「上人面授口決門弟末弟共所記三百十余人」と記されている。そこには師である親鸞に名づけてもらったものが多くみられるが、その外にも比叡山などでの法名をそのまま名告っているものもいる。また推測であるが、師親鸞にならって、自ら名告った者もいたのではないかと思われる。

親鸞の門弟は関東地方を中心として東北や東海と幅広い範囲に渡っている。そして中でもこうして『門侶交名牒』に見られる名前は、宗祖の門弟の中でも有力者であり、これらの

人々を中心にして多くの同信の人達が集団をつくり原始念仏教団が形成されていた。そしてこうした法名を名告ることは、念仏門における坊主分(出家)の役割を意味していた。「御絵伝」を見れば、法名を名告る門弟は一樣に剃鉢し法衣をままとっている姿が見られる。また、宗祖の門弟・顯智の行動を記した『三河念仏相承日記』にも、次のようにある。

「正嘉二(一二五八)、ココニ御ノホリノトキ、顯智ヒジリノ御ス
スメニテ、権守殿ノ嫡子袈裟太郎殿出家シテ信願坊、念仏法名出
家トモニ顯智人相伝ナリ」

しかしながら、宗祖の教えを受ける御同朋がみな法名を名告っていたわけではない。宗祖在世の時、その『門侶交名牒』の門弟の数からして多数の老若男女は出家剃髪や法名を授かるなどということはなく、文字どおり在俗のまま念仏一つの救いに遇ったのであろう。

しかし注目すべきは、法名を名告った門弟と、俗名のままの門弟の違いを強調する文章がまったくないという点である。坊主分の者と在家分の者という役割が段々と出来あがっていても、そこには「同朋」＝平等なる関係があったと考えられる。

覚如の時代に見る法名

覚如は『改邪抄』の中で、「優婆塞・優婆夷の形体たりな

真宗教団と身分制度(1)(小武)

がら出家のごとく、しひて法名をもちいる、いはれなき事」という項目をもうけ、次のように書いている。

「仏願力の不思議をもって無善造悪の凡夫を撰取不捨したまふときは、道の二種はいみじく、俗の二種が往生の位不足なるべきにあらず。その進道の階次をいふとき、ただおなじ座席なり。しかるうへは、かならずしも俗の二種をしりぞけて道の二種をすすむべきにあらざるところに、女形・俗形たりながら法名をもちいる条、本形としては往生浄土の器ものにきらはれるに似たり。」

そして逆にこの言葉から、俗形のまましひて法名を用いる者が多数あらわれてきたことがしられ、坊主分と在家分の対等なる関係が崩れていったことが知られる。

蓮如の時代に見る法名

「東京厳正寺 第七世了祐は蓮如より法名了祐御免ヲ蒙る」

『本願寺教団資料』

この法名下附状よりすると、法名は「免」ぞられるもの、特別な場合にまさに免許されるものであったことがわかる。

(「法名と法名状について」大喜直彦)

法名下附状で下附された法名には、その時代の宗主の一字を含んだ法名はみられない。それは明らかな一門・一家衆との区別である。

それまでは猶父の一字を受けて、諱・法名を付けていたの

が、蓮如上人以降、宗主が自分の子息等に自分の一字をとつて命名するようになる。つまり宗主より一字を受けることが一門・一家衆であることを意味するわけであった。さらに一門と一家衆の場合の諱や法名の場合も区別されていた。つまり宗主の長男・法嗣には諱には「光」、そして法名には「如」の一字を入れること。法嗣の兄弟・親族には、その時の宗主の「光」を除く諱の一字と、法名には「如」を除く一字をいれるというものである。

〔考信録〕に記す

本願寺を中心とした教団構成は、法名の上においてもみられ、法嗣—親族—下附法名を有す者—末下附の者という教団の身分秩序の表示にもなっていたと推測される。

在家分のみまで法名を名告り始めた理由①

真宗教団における、帰敬式の起源は、蓮如上人の時代に始まるといわれる。つまり蓮如上人の時代までは、法名の下附はかなりおこなわれているが、在家分への御剃刀は行われていない。

「文明十六年二月十五日、法印室蓮師御剃刀頂戴シ、慈休院ト号ス。法名蓮周ト給と」
〔紫雲殿由縁起〕

在家分でありながら御剃刀は蓮如上人が金宝寺の坊守にたいて行われた坊守御剃刀にはじまる。

第十一代蓮如上人の代に天満本願寺建立に尽力した大内源之進の母に対して、特別恩賞として上人が、御剃刀され院号

法名を授与されている。これが在家御剃刀の実際の始まりである。
〔紫雲殿由縁起〕

さらに江戸の初期、准如上人に至っては、本山御影堂においてこれを授けられたと『西光寺古記』には記してある。第十四代寂如宗主に至っては、「十月行化尾崎別院、度者凡六百二十人」〔本願寺通紀三〕と、こうして在家御剃刀は江戸時代を通じて盛んになっていったことがわかる。

そして次の『考信録』の文言よりすると、江戸時代においては、各末寺に於いて「おかみそり」が行われていたとも思われる。

「イマ各々ノ末寺檀家ノ式ヲ云ハバ、或イハ師僧ノ寺ニ来テ、剃刀ヲ受クルモアリ、或ハ受者ノ家ニ請シテ請ケルモアリ。師僧ノ寺ニ来テ受ルヲ本式トス」

現在のように門主からのみ「おかみそり」を戴くような形になったのは、明治からのことだと言える。明治十九年一月三十一日の「本山月報」に初めて掲載された寺報に「第一章第八條 帰敬式は法主之を行行者とす」と記している。「おかみそり」は一八八四（明治十七）年に、「御剃刀」という名称から現在の「帰敬式」という呼び名にかわって現在にいたっている。

こうした歴史よりして、在家分の「おかみそり（帰敬式）」の発祥が教団の身分階層化の中で特別恩賞として誕生してき

たことは、注目せねばならない。それは在家分の中における新たな階層化の起こりと考えらる。江戸時代になって盛んに法名が求められたが、坊主分の場合と決定的に違っていたのは、日常生活の中で、法名が名告れなかったことである。

在家分のみまで法名を名告り始めた理由②

江戸時代の封建身分制社会の下において、仏教教団は身分の固定化・強化の一翼を担うものとして位置づけられた。幕府は各本山そして寺院を通して宗門改制度という形で封建制度の維持を図ることに協力をもとめている。そして宗門改制度の徹底のため、幕府から寺院法度が出され、各本山より「掟」として末寺に徹底されていった。その中に、慶長十八年（一六一三年）に仮託して作られた幕府の『邪宗門吟味之事御条目宗門檀那請合之掟』というものがある。（『本願寺史二』）この掟は寺社奉行から本山（日本諸寺院）あてに出されたもので、実際の成立年代は元禄時代（一六八八～一七〇四）頃に成立したと考えられる。

「死後死骸に頭刺刀を与へ戒名を授る事。是は宗門寺之住持死相を見届けて、邪宗にて無之段、慥に受合之上にて引導致す可きなり、能々吟味すべきこと」

現在仏式の葬儀において一〇〇パーセントといいいほど戒・法名が亡くなった人につけられる始まりがここにある。宗教的動機というのではなく、江戸幕府の民衆統治の一

貫としてはじまったものが現在まで継続しているということである。

一八七一（明治四年）、宗門改制度は廃止され、法規にもとづいた檀家制度はなくなった。しかし、実際には檀家制度は残り、現在も生前に帰敬式を受け法名を授与されていない門徒の場合は、任職が門主の代行として葬儀の際に帰敬式を行うということが、続いてきている。

まとめ

「院号」が仏教の教えに反することは言うまでもないことだが、自明の事として来た戒・法名の意味が問われている。それは戒・法名の位という問題は勿論、すべての（坊主だけでなく在家分の者にも）仏教徒に戒・法名は果たして必要なのかという基本的問題がそこにある。戒・法名は僧侶（坊主分）としての名告りであり、賞与として与えられるものではけつてないし、ましてや死んだ場合につける名前ではない。坊主分の戒・法名は伝統にてらして、權威主義を廃止し平等主義に徹すればそれでよいとしても、今の時代に在家分の戒・法名をいかにするかという課題が残る。

俗名「信保光子」の法名は「釈光子」、そんな法名を実際につけはじめてすでに五年になるが私の一つの試みである。

〈キーワード〉 戒・法名、坊主分、在家分

（龍谷大学大学院修士課程修了）